

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年 6 月 8 日

届出年月日：令和 8 年 1 月 3 0 日

店舗名：ドラッグコスモス都城川東店

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 6 月 8 日から令和 8 年 7 月 8 日 まで

意見の概要：別紙のとおり

宮崎県知事 河野 俊嗣 様

都城市長 池田 宜永

大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見照会について（回答）

令和8年2月6日付け25010-1068-5にて照会のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 届出者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス都城川東店 都城市上川東三丁目4号6番 外

3 意見

当該店舗の届出に関し、周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見はない。

4 留意事項

- ・宮崎県警が作成した「宮崎県警察駐車場事故防止対策ガイドライン」を参考に、路面標示等の注意喚起により駐車場内の速度の抑制対策をお願いしたい。また、駐車場が分散しているため、横断時の歩行者の安全対策をお願いしたい。
- ・「都城市みんなでまちを美しくする条例」が施行された。「事業者は、その社会的責任を認識し美しいまちづくりの推進に努める」こととしているため、定期的に店舗周辺の清掃活動をお願いしたい。
- ・廃棄物処理については、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について十分に指導監督していただき、適正処理をお願いしたい。
- ・通学路であるため、事故防止として搬入車両等に対する注意喚起の看板設置等の対策を確実にお願いしたい。また、オープン時や繁忙期等は交通整理員を配置する等の対策を徹底していただきたい。なお、日常においても児童生徒が通行する場合の安全対策には確実な配慮をお願いしたい。

【文書取扱】 商工部 商工政策課 商工担当
TEL：0986-23-2983
FAX：0986-23-2658